



令和5年11月7日
国土交通省
道路局・住宅局

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令が 閣議決定されました

高速道路において水素等のガソリン以外の動力源を自動車に供給するための施設（以下「水素等供給施設」という。）の整備を行いやすい環境を整えるため、「道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 改正の概要

近年、気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化するため、地球温暖化対策に早急に取り組む必要性が生じており、電気自動車、水素自動車等のクリーンエネルギー自動車の利便性を確保するためのインフラ整備を支援していく必要性が高まっています。

高速道路のサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」という。）においても、今後、ガソリンスタンド（以下「給油所」という。）に代わって、クリーンエネルギー自動車の動力源を供給する施設を設置するニーズが高まることが想定されること、以下のとおり関係政令の改正を行います。

（1）道路法施行令（昭和27年政令第479号）の改正関係

道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により、道路管理者の許可を受ければ、道路の機能を阻害しない範囲内で占用物件を設け、継続して道路を使用（道路の占用）できること、高速自動車国道又は自動車専用道路のSA・PAにおいて設置が可能な占用物件として、既に許可の対象となっている給油所と同様に、水素等供給施設を規定します。

（2）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正関係

建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号の規定により、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと特定行政庁が認めて許可した建築物については、道路内の建築制限を適用しないこととしていること、高速自動車国道又は自動車専用道路のSA・PAに設けられる建築物として、既に許可の対象となっている給油所と同様に、水素等供給施設を規定します。

2. スケジュール

公布日：令和5年11月10日（金） 施行日：令和6年4月1日（月）

問合せ先 国土交通省 代表 03-5253-8111

道路局路政課

有賀、服部、伊賀、関根、高砂

（内線 37336、37334 直通 03-5253-8480）

住宅局市街地建築課 歌代、福岡

（内線 39633、39634 直通 03-5253-8515）